（情報公開・個人情報保護室）

第三条　［略］

２　情報公開・個人情報保護室においては、令第九条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（留置管理室）

第四条　［略］

２　留置管理室においては、令第九条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（政策企画官）

第五条　長官官房企画課に、政策企画官一人を置く。

２　政策企画官は、命を受け、令第十条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（国際協力室）

第六条　［略］

２　国際協力室においては、令第十条第十号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（先端技術導入企画室）

第七条　長官官房技術企画課に、先端技術導入企画室を置く。

２　先端技術導入企画室においては、令第十一条第二号に掲げる事務のうち先端技術の導入に関する事務をつかさどる。

３　先端技術導入企画室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、先端技術導入企画室の事務を掌理する。

（情報処理センター）

第八条　長官官房技術企画課に、情報処理センターを置く。

２　情報処理センターにおいては、令第十一条第七号及び第八号に掲げる事務のうち情報システムによる情報の処理に関する事務をつかさどる。

３　情報処理センターに、所長を置く。

４　所長は、命を受け、情報処理センターの事務を掌理する。

（情報セキュリティ対策室）

第九条　長官官房技術企画課に、情報セキュリティ対策室を置く。

２　情報セキュリティ対策室においては、令第十一条第七号及び第八号に掲げる事務のうち情報システムに係る情報の安全の確保に関する事務（情報処理センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　情報セキュリティ対策室に、室長及び情報セキュリティ監査官一人を置く。

４　室長は、命を受け、情報セキュリティ対策室の事務を掌理する。

５　情報セキュリティ監査官は、命を受け、情報セキュリティ対策室の事務のうち情報システムに係る情報の安全の確保に関する監査に関する事務を行う。

（人事総括企画官）

第十条　［略］

２　人事総括企画官は、命を受け、令第十二条第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（情報公開・個人情報保護室）

第三条　［同上］

２　情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（留置管理室）

第四条　［同上］

２　留置管理室においては、令第八条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（政策企画官）

第五条　長官官房企画課に、政策企画官二人を置く。

２　政策企画官は、命を受け、令第九条第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（国際協力室）

第六条　［同上］

２　国際協力室においては、令第九条第十号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（人事総括企画官）

第七条　［同上］

２　人事総括企画官は、命を受け、令第十条第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。